

地域介護予防活動支援事業補助金（通いの場補助金） Q&A



Q1 対象となる団体の活動内容に制限はありませんか？

A1 主な活動内容に制限はありませんが、活動内容の中に身体機能向上のための介護予防の取り組みを加えていただく必要があります。

Q2 ①バリアフリー改修事業と②備品購入事業は同時に申請できますか？

A2 補助要件に合致していれば同時に申請でき、最大で12万円の補助を受けることが可能です。

Q3 補助金の申請は1度きりですか？

A3 バリアフリー改修事業については、重複しない箇所の改修工事であれば補助限度額に達するまでは複数回申請が可能です。備品購入事業は1団体につき1回しか申請ができません。

Q4 バリアフリー改修事業での申請を検討していますが、複数箇所の改修は可能ですか？

A4 改修する箇所は、通いの場の開催に当たり使用頻度が高く、改修することで参加者の利用環境に改善が期待できる箇所とします。上記に当てはまれば、必要箇所の改修に対し1回の申請で上限5万円または10万円の補助が可能です。

Q5 すでに地域の通いの場として毎週1時間程度平均10名の参加で実施しています。活動場所の玄関に手すりの設置を検討していますが、その場合は申請対象になりますか？

A5 申請に当たっては5人以上の高齢者の参加があり、月2回以上かつ1回につき2時間程度の身体機能向上のための取り組みを行っていることが交付条件となります。そのため、現在行っている活動にあと1時間程度活動を追加いただく場合にはバリアフリー改修事業の申請が可能となります。

Q6 補助要件に全て当てはまる活動を現在地域で実施しています。昨年度実施した改修についても交付対象となりますか？

A6 交付申請以前に実施した改修は対象とはなりません。

Q7 備品購入事業の申請を検討していますが、新規の通いの場とはどのような対象を指しますか？

A7 通いの場が増えているか、参加者が補助対象要件まで増えているかの視点から判断をしています。原則として以下のいずれかに当てはまるものを新規の通いの場とします。

- ・新たに5人以上の参加者を募り、月2回以上1回につき2時間以上の身体活動向上のための取り組みを行う団体。

- ・月2回以上かつ1回につき2時間程度の活動を4人以下で行っていたが、新たに参加者が増えて5人以上となった団体。

- ・これまで月2回以上1回につき2時間程度身体機能を向上させる取り組みを含まない活動を行って

たが、新たに身体機能向上のための取り組みを含む活動を行う団体。

・ 1回につき2時間程度の身体機能を向上させる取り組みを5人以上の参加者で行っていたが、新たに月2回以上活動を行う団体。

Q8 補助要件をすべて満たす活動を行っていましたが、代表者（Aさん）の都合により活動の継続が困難となり、活動を一旦止めることとなりました。しかし、参加者から再開の希望があったため、新たにBさんが代表となって活動を開始することになりましたが、活動内容や参加者の変更はありません。この場合新規の通いの場となりますか。

A8 新規としては認められません。

Q9 備品購入事業で申請できる備品・消耗品費はどのようなものですか？

A9 通いの場の立ち上げ・運営に必要なものに限ります。個人所有となるような物品や飲食代、材料費等の実費負担分については認められません。



Q10 バリアフリー改修工事を依頼する業者の指定はありますか？

A10 指定はありませんが、改修工事の実施にあたり安全性の担保ができる業者をお選びください。なお、工事による損害が発生した場合の対応は市ではできませんので、ご了承ください。

Q11 補助要件として2時間程度の活動とありますが、コロナ禍に置いては自治会のルール上、感染予防の観点から1時間以上の活動ができません。コロナ終息後は2時間に拡大しての実施を計画していますが、その場合は申請対象となりますか。

A11 コロナ禍における実施となることから、感染予防対策を徹底した上での実施が最優先となります。各団体の状況に応じて検討しますので、長寿福祉課までご相談ください。

Q12 補助要件に「3年以上の活動継続」とありますが、諸事情により2年で活動継続できなくなった場合はどのような対応になりますか。

A12 活動継続に関する確認は年1回の活動報告書の提出により行いますが、活動継続困難となった場合には、その段階で長寿福祉課へご相談ください。状況や理由について確認の上、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。

その他、ご質問等がありましたら長寿福祉課（31-3737）までお問い合わせください。